

「雇調金」特例措置、9月末まで延長

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて助成率などを引き上げている「雇用調整助成金」(雇調金)の特例措置について、期限を3か月延長し、9月末までとすることが決まりました。ロシアのウクライナ侵攻などを受けた資源高の影響を考慮したもので、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会も延長を了承しています。これで、この延長措置は13回目になります。

雇調金は、売上げが著しく減少した企業などに対し、企業が従業員に支払う休業手当の一部を国が補助する制度で、コロナ禍が始まって以降は、特例措置として助成金の日額上限(1人当たり)1万5000円、助成率を最大100%として支給されています。

信用保証協会への代位弁済が急増

◆ 代位弁済と求償権について

信用保証付の貸付金等が、中小企業・小規模事業者の倒産などの事由により金融機関へ返済できなくなった場合に、信用保証協会が金融機関に対して貸付残額を支払うことを代位弁済といい、その代位弁済をすることにより、信用保証協会は中小企業・小規模事業者および保証人に対して代位弁済額を元本とする債権を持つことになる。この債権のことを求償権といいます。

◆ 直近における代位弁済の推移

全国信用保証協会連合会が公表している「信用保証実績の推移」を見ると、保証承諾件数は2020年9月の319,527件がピークで、前年同月比579%となっています。保証債務残高は2021年5月まで増加の一途で、約43兆円となっています。

コロナ禍で積みあがった中小企業・小規模企業の過剰債務問題が、今後、返済猶予期間が終了するのにあわせて、表面化してくると思われます。

給付金、助成金、特例リスケ、ゼロゼロ融資(企業に実質無利子・無担保で融資する仕組み)などにより、「資金の入りを増やす」「資金の出を減らす」

ことで、この3年間中小企業支援を行い倒産を防いできたが、貸し手の金融機関が保証協会に代位弁済を求める件数が増加しつつあるようです。代位弁済件数が2,000件を超えたのは2020年8月以来になります。

金融機関への返済が3回以上遅れたり、3ヶ月以上返済が遅延したりすると、一般論として金融機関は保証協会に代位弁済を求めることとなります。

なお、代位弁済になると下記の点が変わってきます。

- ① 貸し手が金融機関から信用保証協会に変更
- ② 金融機関での一定額の分割返済から、保証協会との個別交渉による返済方法への変更
- ③ 保証協会は民間のサービスと異なり、債権放棄や一部免除

CONTENTS

「雇調金」特例措置、
 9月末まで延長…………… P.1
 信用保証協会への
 代位弁済が急増…………… P.1
 会社標本調査の概要
 (令和2年)…………… P.2
 2021年度の税込、
 過去最高ペースを維持…………… P.3
 コロナ禍で相続税
 実地調査数が減少…………… P.3
 中小企業の
 後継者支援が創設へ…………… P.4
 『後継者難』倒産が過去最高… P.4
 従業員採用時の
 試用期間について…………… P.5
 6月度の税務スケジュール… P.5
 今月の名言録…………… P.6
 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
[ASAKのTwitter\(ツイッター\)](#)も
 ご利用ください!

随時更新しますので
 フォローして下さい!



代位弁済件数の推移

	代位弁済件数	前年同月比(%)
2021/9月	1,765	104.4
2021/10月	1,806	106.1
2021/11月	1,707	118.7
2021/12月	1,838	133.4
2022/1月	1,728	135.1
2022/2月	1,647	125.2
2022/3月	2,393	146.6

は原則として行わない

④ 保証協会は一般債権者同様に、差押えや強制執行で「債務回収」を行うことができる

理想としては、きちんとした「返済計画書」を作成し、現実的な「返済可能額」を保証協会に提示したうえで、完済を目指すべきではありますが、そもそもそれができるなら代位弁済になっていない会社がほとんどであると思います。具体的な交渉方法については、ここでは割愛させていただきますが、最悪のシナリオに対する対策は講じておいても損はないので、何かありましたら、早めに当事務所までご相談ください。

会社標本調査の概要(令和2年)

◆ 利益計上法人が10年ぶりに減少

国税庁は、国内法人企業を対象に資本金階級別や業種別にその実態を明らかにした令和2年度分の「会社標本調査」の調査結果を公表しました。連結子法人を差し引いた法人数は279万560社(前年度比1.6%増)と8年連続で増加し、昭和26年の統計開始後過去最大となりました。このうち利益計上法人は、105万782社(同0.3%減)と全体の37.7%を占めたものの、平成22年度以来10年ぶりに減少しています。

利益計上法人数・欠損法人数の推移

(単位：社、%)

区分	利益計上法人		欠損法人 (A)		合計 (B)		欠損法人割合 (A)/(B)
	数	伸び率	数	伸び率	数	伸び率	
平成30年度分	1,032,670	2.6	1,692,623	0.3	2,725,293	1.2	62.1
令和元年度分	1,054,080	2.1	1,691,357	▲ 0.1	2,745,437	0.7	61.6
令和2年度分	1,050,782	▲ 0.3	1,739,778	2.9	2,790,560	1.6	62.3
(構成比)	(37.7)		(62.3)		(100.0)		

※ 上記表では、連結法人を1グループ1社としており、法人数全体(280万4,371社)から、連結子法人の数(1万3,811社)を差し引いた279万560社を全体の法人数として集計している。

◆ 欠損法人の割合は11年ぶりに増加

令和2年度分調査は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した各事業年度を対象として、約204万社をサンプル調査したもので、今回が71回目となります。

法人数は280万4,371社(前年度比1.7%増)で、このうち連結親法人は1,823社(同5.9%増)、連結子法人は、1万3,811社(同6.4%増)となっています。連結子法人を差し引いた法人数279万560社(同1.6%増)のうち、利益計上法人は105万782社(同0.3%減)と10年ぶりに減少しました。

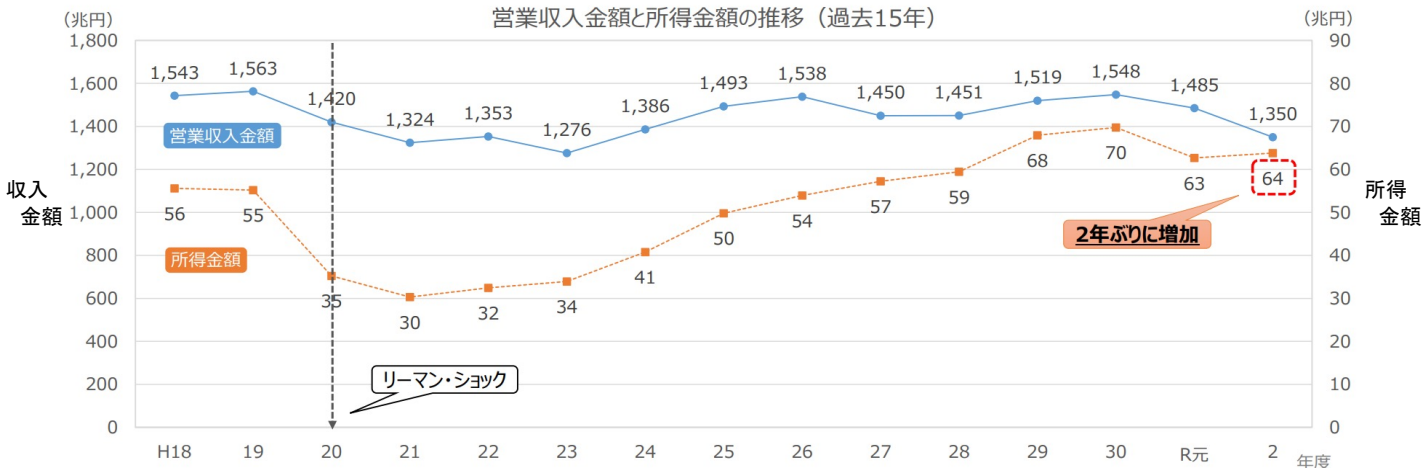
一方、欠損法人は173万9,778社(同2.9%増)と2年ぶりに増加しており、全法人に占める欠損法人割合は62.3%(同0.7%増)と、11年ぶりに増加に転じています。

営業収入金額は、1,350兆943億円(同9.1%減)で2年連続減少しましたが、所得金額は63兆7,868億円(同0.8%増)と増加しました。

業種別に所得金額の増加率をみると、「その他の製造業(同34.5%増)」、「金融保険業(同21.1%増)」、「小売業(同12.5%増)」の順となっています。これは、世界的株高の影響や、巣ごもり需要の増加などが要因に挙げられています。

逆に減少率の上位3位は、「鉱業(同69.2%減)」、「料理飲食旅館業(同53.7%減)」、「鉄鋼金属工業(同35.4%減)」となり、新型コロナによる外出自粛の影響などが一因と考えられます。

営業収入金額と所得金額の推移(過去15年)

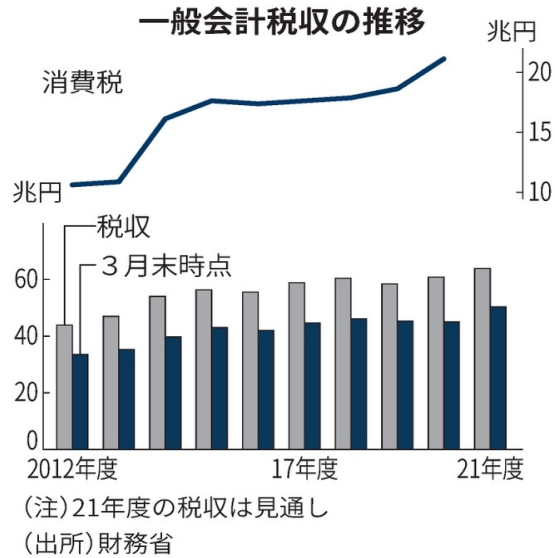


2021年度の税込、過去最高ペースを維持

財務省が発表した2022年4月の一般会計税収は、前年同月比37.6%増の6兆6237億円となりました。2021年度の一般会計税収は4月末時点で56兆9342億円と、2020年度の同時点を14.3%も上回っています。

所得税、法人税、消費税の収入すべてが増え、過去最高ペースを維持しています。各年度の税収は3月期決算企業の法人税や消費税の納付が固まる5月分までを足し合わせ、7月上旬に発表される予定です。

財務省は2021年度の税収を63.9兆円と、2年連続で過去最高を更新すると見込んでいます。なお、2020年度は、60.8兆円でした。このときは、2020年末時点で55.1兆円を見込んでいましたが、5兆円以上も上振れし、結果的に60.8兆円と過去最高となっています。製造業を中心に、景気回復が早かった米中の外需を取り込み、法人税収が好調に推移したことが要因です。今期は、コロナ禍の打撃が和らぎ、企業業績や所得環境が改善していることが要因となっています。



コロナ禍で相続税実地調査数が減少

昨年、国税庁が公表した令和2事務年度(令和2年7月～令和3年6月)の相続税調査等の状況に関する資料をもとに、相続税の実地調査件数の推移および実地調査件数に占める申告漏れ等の非違があった件数の割合(以下、非違割合)は下記のようになっています。

◆ 実地調査は全国的に半減

国税庁と各局の発表から、平成28年度以降の相続税の実地調査件数をまとめると、右上表のとおりです。

令和2年度の相続税の実地調査件数は全国で5,106件となっています。前年度に比べて半分以下に減少しています。その要因については、ご存じの通り「令和2事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地調査件数を大幅に減少せざるをえなかったことがあります。

国税局別の実地調査件数についても、すべての局で前年度から減少しています。中でも仙台は最も減少幅が大きく、▲60%以上の減少となっています。

国税局別の実地調査件数(件)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
札幌	361	381	360	332	139
仙台	652	657	608	439	139
関東信越	1,912	1,843	1,763	1,603	796
東京	3,227	3,348	3,403	3,119	1,522
金沢	277	304	280	267	188
名古屋	1,886	1,895	1,924	1,451	653
大阪	1,954	2,238	2,269	1,798	837
広島	628	608	501	476	240
高松	435	415	410	337	169
福岡	442	461	484	430	175
熊本	282	346	386	310	208
沖縄	60	80	75	73	40
全国	12,116	12,576	12,463	10,635	5,106

令和3年12月の国税庁、各国税局等発表の資料等より作成

◆ 非違割合は直近5年間で最高に

次に、非違割合をまとめると、右下表のとおりです。全国の令和2年度の非違割合は87.6%です。前年度と比べて2.3ポイントの増加で、直近5年間では最も高くなりました。国税庁は「大口・悪質な不正が見込まれる事案を優先して調査」したとしており、その結果ともいえます。

局別では、高松と福岡、沖縄で非違割合が90%を超えており、最も低い広島でも85.0%となっています。

前年度との比較では、福岡が9.0ポイントの増加、名古屋が4.8ポイントの増加などとなっています。逆に、減少したのは、金沢、高松、熊本でした。

国税局別の実地調査における非違割合(%)

	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度
札幌	83.1	85.0	84.2	84.6	86.3
仙台	80.1	81.1	85.5	83.1	85.6
関東信越	80.8	82.5	82.2	83.4	85.1
東京	76.5	79.4	85.3	84.9	88.2
金沢	85.2	91.4	90.0	88.0	86.7
名古屋	84.6	86.3	87.6	84.8	89.6
大阪	85.3	85.2	85.5	86.9	87.6
広島	81.4	81.4	84.8	83.4	85.0
高松	93.6	94.2	93.9	94.4	91.7
福岡	86.0	86.3	88.6	83.0	92.0
熊本	89.0	88.7	85.8	86.8	85.1
沖縄	81.7	91.3	85.3	95.9	97.5
全国	82.0	83.7	85.7	85.3	87.6

令和3年12月の国税庁、各国税局等発表の資料等より作成

ここ数年は調査件数が減少しましたが、コロナ禍が落ち着いた今年度以降は、実地調査も含めて調査件数が増加するのではないのでしょうか。

中小企業の後継者支援が創設へ

◆「アツギ支援ネットワーク」年度内に創設へ

政府は、中小企業の事業を引き継いだ経営者を手助けする「アツギ支援ネットワーク(仮称)」を年度内に創設するようです。中小企業は後継者不足が課題になっていますが、次代を担う若い経営者の不安を取り除くために環境を整え、新たな担い手と呼び込む狙いがあるようです。



中小企業庁は、金融支援のあり方を検討する有識者会議の中間取りまとめとして提言するようです。支援策としては、事業承継を機に、新規事業や業態転換に取り組もうとする若手経営者に焦点をあてます。たとえば、オンライン会議を活用し、後継者同士の意見交換や先輩経営者との対話の場をつくり、弁護士や税理士、金融の専門家への相談もできるようにすることが検討されています。

中小企業では、高齢になった経営者が後継者を見つけられず、廃業する例が多くなっています。東京商工リサーチの調査によると、2021年度に「後継者難」が理由で倒産した負債1000万円以上の企業は404件あり、調査を始めた2013年度以降で最多となっています。(詳細は、下記参照)

かつては、親族や従業員に引き継ぐのが主流でしたが、経営は行き詰まっていけないのに、廃業や休業に追い込まれるケースが増えてきています。

中小企業は、技術や雇用を支える重要な存在であり、これまでも政府は、全国に「事業承継・引継ぎ支援センター」を開設し、後継者探しに力を入れてきました。事業承継は、ゼロから起業するのとは違って、企業が培ってきた実績を生かすことができるメリットがありますが、実際に事業を引き継いだ後に相談できず、不安を感じている経営者が多いのも、事実です。

そこで、中小企業庁は、これらの後継者と先端技術やアイデアを武器に成長を目指す「スタートアップ」と呼ばれる新興企業の経営者とも交流する場を用意し、成長の速度を上げる狙いです。

また、中小企業にとっては資金繰りの課題もあります。新しい事業を始める時には、一定の資金が必要となりますが、大企業に比べて信用力が劣るため、金融機関から十分な融資が受けられない場合も多いです。こうした交流の場を提供することで、投資家を紹介する機会もつくり、資金調達の手段が増えることを期待しているようです。

『後継者難』倒産が過去最高

2021年度(4-3月)の『後継者難』倒産は、404件(前年度比13.8%増)で、4年連続で前年度を上回り、調査を開始した2013年度以降で過去最多を記録しました。『後継者難』倒産の構成比は、負債1,000万円以上の倒産全体(5,980件)の6.7%を占め、前年度の4.9%より1.8ポイント上昇し、過去最高を更新しています。

後継者の「有無」は、金融機関だけでなく、商取引上での与信においても重要な位置付けとなっています。特に、取引先の代表者が病気や死亡など不測の事態に陥った場合、自社の生産計画や受発注など事業運営にも支障を来す可能性が高くなります。

コロナ禍の長期化で業績回復が遅れた中小・零細企業では、後継者育成や事業承継への準備が後回しになるケースが少なくないのが実状です。また、高齢の代表者ほど過去の成功体験から抜け出せず、長期の経営ビジョンを打ち出しにくくさらに、設備への投資も躊躇し、生産性や収益低下などのリスクも生みやすいのが原因のひとつと考えられています。

『後継者難』倒産推移



従業員採用時の試用期間について

従業員の採用後に、その能力や適性を判断する期間として試用期間を設ける企業は多いと思います。この試用期間ですが、その設定には留意点がいくつかあります。



◆ 試用期間の位置づけ

試用期間は、採用後に自社の従業員として中長期的にふさわしい人材であるかを判断するための期間とされています。試用期間を設定すること自体に法令上の問題はありませんが、試用期間内での自由な解雇や試用期間満了による退職とすることはできません。契約を終了するには、相応の理由が求められます。

また労働基準法では、入社後14日以内の従業員は「試みの使用期間中」として解雇予告の適用を除外していますが、この場合であっても自由に解雇ができるわけではありません。

この他一般的に、試用期間は3ヶ月から6ヶ月程度とする企業が多くありますが、試用期間中の従業員の身分は本採用後と比較して不安定なものとなるため、極端に長い期間を設定すると、裁判で無効とされるリスクがあります。

◆ 試用期間中の労働条件

従業員の労働条件は、法令に違反しない限り自由に設定することができ、試用期間中について、本採用後と異なる労働条件を設定することも可能です。この場合、求人募集の際にその内容を明記しておく必要があります。

例えば、試用期間中の労働条件が異なる場合でハローワークへ求人を申し込む際には、試用期間中の労働条件をできる限り詳しく記入することとなっています。

◆ 就業規則へ規定すべき事項

試用期間を設定する際には、試用期間に関する事項として、右記のような項目を就業規則に規定しておく必要があります。

これらに留意して、自社の就業規則にこれらの項目が定められていることを確認するとともに、採用時には試用期間があり、従業員としての適格性等を判断している旨を対象者に説明しておくことが重要です。また、試用期間を設定している

企業において、その管理ができておらず、知らないうちに試用期間が終了し、自動的に本採用になっていたというケースがあるようです。試用期間を機能させるためには、試用期間が終了する前に直属の上司から従業員の勤務態度をはじめとした適格性等について確認し、必要に応じた教育を行うといった運用をすることも重要なポイントとなります。

- ① 試用期間の目的
- ② 試用期間の長さ
- ③ 試用期間中の賃金やその他の労働条件
- ④ 本採用しない場合の基準
- ⑤ 試用期間の延長に関する事項
- ⑥ 勤続年数の算定にかかる試用期間の取扱い

6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(金)
所得税の予定納税額の通知	6月15日(水)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">}</div> <div style="text-align: left;"> <p>申告期限</p> <p>納 期 限</p> </div> <div style="margin-left: 10px;">6月30日(木)</div> </div>
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

大事なこと

いかに強い力士でも、その勝ち方が正々堂々としていなかったら、ファンは失望するし、人気も去る。

つまり、勝負であるからには勝たなければならないが、どんなきかないやり方でも勝ちさえすればいいんだということでは、ほんとうの勝負とはいえないし、立派な力士ともいえない。

勝負というものには、勝ち負けのほかに、勝ち方、負け方というその内容が大きな問題となるのである。

事業の経営においても、これと全く同じこと。

その事業が、どんなに大きくとも、また小さくとも、それが事業であるかぎり何らかの成果をあげなければならず、そのためにみんなが懸命な努力をつづけるわけであるけれども、ただ成果をあげさえすればいいんだというわけで、他の迷惑もかえりみず、しゃにむに進むということであれば、その事業は社会的に何らの存在意義も持たないことになる。だから、事業の場合も、やっぱりその成果の内容——つまり、いかに正しい方法で成果をあげるかということが、大きな問題になるわけである。

むつかしいことかもしれないが、世の中の人びとが、みんなともどもに繁栄してゆくためには、このむつかしいことに、やはり成功しなければならないと思うのである。
(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所刊)



無料相談会実施中!

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください!

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651

本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

